

手続き 1

農協又は信漁連を通じて、公庫から融資（農林漁業セーフティネット資金）を受けた場合

- ①農協又は信漁連で日本政策金融公庫からの融資を受けます。
- ②農協等を通じてお住いの市町村へ次の書類を提出してください。
 - ・ 公庫資金利子助成適格認定申請書
 - ※農業者は様式第1号の1、漁業者は様式第1号の3を提出してください。
 - ・ 公庫から融資を受けた時に受領する「契約内容のご案内」と「償還予定表」
 - ・ 法人などの場合は、役員名簿（様式第1号の5）も必要です。
- ③福岡県が書類の審査を行い、利子助成金を請求できるか否かの結果を、申請した方へ直接郵送でお知らせします。（利子助成適格認定）
- ④承認の通知を受けた方は、利子助成金を請求ができますが、請求の手続きは農協や信漁連へ委任することができます。
委任する場合は、申請の窓口となった農協、信漁連へ次の書類を提出してください。
 - ・ 公庫資金利子助成金委任状（様式第3号）
- ⑤委任を受けた農協等が、次の書類を市町村を經由して県へ毎年1月20日までに提出します。（委任しない方は直接、お住いの市町村へ提出してください）
 - ・ 公庫資金利子助成金交付申請書（様式第5号の1）※口座情報の記載不要です。
 - ・ 公庫資金利子助成交付申請明細書（様式第5号の2）

※毎年、前年の1月から12月分の利子の助成対象分について請求の手続きを行うことになります。貸付実行日から5年間分、請求できます。

- ⑥福岡県が書類を審査し、結果（交付決定日など）を郵送でお知らせします。
- ⑦福岡県が利子助成金をお支払いします。
※交付決定した日の属する月の翌月末日までに入金しますが、助成金の請求手続きを農協等に委任した方は、委任先が代理で受領しますので、その後に農協等から支払いを受けることになります。

